

令和7年4月25日 14時00分

近 畿 地 方 整 備 局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

日新興業株式会社

期間: 令和7年4月25日から令和7年6月5日まで(6週間)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

日新興業(株)が建設業法の規定により監督処分(10日間の営業停止処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、
神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6941-8461

契 約 課 長 やなぎはら ひろあき 柳 原 宏明 (内線 2511)

建 設 専 門 官 はやかわ たかし 早 川 健 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経 理 調 達 課 長 かとう ひであき 加 藤 英明 (内線 6310)

経理調達課長補佐 たけだ ともみ 武 田 知美 (内線 6313)

令和7年4月25日
近畿地方整備局

日新興業株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

日新興業株式会社は建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結していた。

このことが建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局長より、監督処分(10日間の営業停止処分)を受けた。

2. 指名停止措置理由

日新興業株式会社が建設業法の規定により、監督処分(10日間の営業停止処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止6週間を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：日新興業株式会社

大阪府大阪市淀川区三国本町1-12-30

代表取締役 千種 成一郎

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和7年4月25日から令和7年6月5日まで(6週間)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)